

障害者雇用対策基本方針の改正について

見直しの背景

- 障害者雇用対策基本方針は、障害者雇用促進法第7条に基づき、障害者の雇用の促進及びその職業の安定に関する施策の基本となるべき事項を定めるもの。
- 今般、基本指針の運営期間の終了に伴い、令和4年の障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の改正等も踏まえ、令和5～9年度までの5年間を運営期間として、新たに指針を定める。（告示日：令和5年3月31日）

見直しのポイント

今般の見直しに当たり盛り込んだ事項は、主に以下のとおり。

- 令和4年の障害者雇用促進法の見直しを踏まえた見直し
 - ・ 雇用の質の向上に向けた事業主の責務の明確化
 - ・ 雇用施策と福祉施策の更なる連携強化
障害福祉サービスで創設される就労選択支援のアセスメント結果も参考にしたハローワークでの職業指導
JEED（高齢・障害・求職者雇用支援機構）の業務における研修実施の明確化
 - ・ 障害者の多様な就労ニーズを踏まえた働き方の推進
週所定労働時間10～20時間未満で働く精神障害者、重度身体障害者及び重度知的障害者の実雇用率への算定
 - ・ 障害者雇用の質の向上
企業が実施する職場定着等の取組に対する助成措置の強化
 - ・ その他
有限責任事業協同組合（LLP）の事業協同組合等算定特例の対象への追加 等
- 障害者雇用率の見直し、除外率の引下げを踏まえた見直し
- その他の障害者雇用分科会意見書（令和4年6月17日公表）に盛り込まれた事項を踏まえた見直し
 - ・ 週所定労働時間20～30時間未満の精神障害者の算定特例の延長 等
- 障害者基本計画の見直しを踏まえた修正や、数値等の時点修正

<参考：基本方針の柱立て>

はじめに

- 1 方針の目的
- 2 方針のねらい
- 3 方針の運営期間

第1 障害者の就業の動向に関する事項

- 1 障害者人口の動向
- 2 障害者の就業の同項

第2 職業リハビリテーションの措置の総合的かつ効果的な実施を図るため講じようとする施策の基本となるべき事項

- 1 障害の種類及び程度に応じたきめ細かな支援技法等の開発、推進
- 2 きめ細かな支援が必要な障害者に対する職業リハビリテーションの推進
- 3 職業能力開発の推進
- 4 実施体制の整備
- 5 専門的知識を有する人材の育成
- 6 テレワークの推進

第3 事業主が行うべき雇用管理に関して指針となるべき事項

- 1 基本的な留意事項
- 2 障害の種別に応じた配慮事項

第4 障害者の雇用の促進及びその職業の安定を図るため講じようとする施策の基本となるべき事項

- 1 障害者雇用率制度の達成指導の強化
- 2 精神障害者の雇用対策の推進
- 3 発達障害者、難病患者等に対する支援
- 4 事業主に対する援助・指導の充実等
- 5 中小事業主の認定制度の普及・実施
- 6 障害者の雇用の維持、解雇の防止と再就職対策の強化等
- 7 重度障害者の雇用・就労の確保
- 8 多様な雇用・就労形態の促進
- 9 適切な雇用管理の確保等
- 10 関係機関との連携等
- 11 障害者雇用に関する啓発、広報等
- 12 研究開発等の推進
- 13 国際的な取組への対応等